

青森県報

第三千三百五十六号

平成二十三年
二月二十八日
(月曜日)

目次

告示

青森県立美術館に係る使用料の徴収事務の委託	(観光企画課)	一
公共測量の終了	(監理課)	一
水域施設等の建設の変更の届出	(港湾空港課)	二
都市計画の変更	(都市計画課)	二
右 同	同	二
右 同	同	二
右 同	同	三
右 同	同	三
右 同	同	三
右 同	同	三
右 同	同	三
右 同	同	三
右 同	同	三
右 同	同	三
右 同	同	三
右 同	同	三
建築物に関する中間検査に係る特定工程及び特定工程後の工程の指定	(建築住宅課)	五
公 告		
都市計画区域の変更	(都市計画課)	六

雑報

青森空港拡張整備事業に係る環境状況把握措置報告書の縦覧について…………… (港湾空港課) …… 六

告 示

青森県告示第百五十一号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の規定により、印象派実行委員会に対し、平成二十三年二月二十八日から平成二十三年三月三十一日までの間における青森県立美術館に係る使用料の徴収の事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十三年二月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第百五十二号

測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施した旨の通知があつたので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十三年二月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 測量計画機関
 - 二 測量の種類
 - 三 測量の期間
 - 四 測量の地域
- 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構鉄道建設本部東北新幹線建設局
- 平成二十二年八月十日から同年十二月二十一日まで
- 八戸市

上北郡おいらせ町
 上北郡六戸町
 上北郡東北町
 十和田市
 上北郡七戸町
 青森市
 各々の一部

青森県告示第百五十三号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第五十六条の三第一項の規定により、平成十八年十二月二十二日付けで届出のあった水域施設等の建設について、平成二十三年二月一日付けで次のとおり変更の届出があったので、同条第五項の規定により公示する。

平成二十三年二月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 届出人の住所及び名称並びにその代表者の氏名
 東京都千代田区内幸町一丁目の一三
 東京電力株式会社
 取締役社長 清水正孝
- 二 変更しようとする事項

区分	変更前	変更後
施設の種類及び規模	種類 延長一〇八・〇メートル 幅二・〇〇メートル 構造 捨石被覆式（基礎工）捨石（被覆工）被覆プロック	種類 延長一〇八・〇メートル 幅二・〇〇メートル 構造 捨石被覆式（基礎工）捨石（被覆工）被覆プロック
その他		

青森県告示第百五十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、平内都市計画道路に関する都市計画を変更するので、同条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示する。
 なお、その関係図書は、青森県県土整備部都市計画課及び平内町地域整備課に備えて縦覧に供する。

平成二十三年二月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

- 縦覧に供する図書の名称
- 一 総括図
- 二 計画図
- 三 計画書

青森県告示第百五十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、蟹田都市計画道路に関する都市計画を変更するので、同条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示する。
 なお、その関係図書は、青森県県土整備部都市計画課及び外ヶ浜町建設課に備えて縦覧に供する。

平成二十三年二月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

- 縦覧に供する図書の名称
- 一 総括図
- 二 計画図
- 三 計画書

青森県告示第百五十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、鱈ヶ沢都

市計画道路に関する都市計画を変更するので、同条第二項において準用する同法第二十條第一項の規定により告示する。

なお、その関係図書は、青森県県土整備部都市計画課及び鱒ヶ沢町建設管財課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十三年二月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

縦覧に供する図書の名称

- 一 総括図
- 二 計画図
- 三 計画書

青森県告示第百五十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一條第一項の規定により、板柳都市計画道路に関する都市計画を変更するので、同条第二項において準用する同法第二十條第一項の規定により告示する。

なお、その関係図書は、青森県県土整備部都市計画課及び板柳町建設課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十三年二月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

縦覧に供する図書の名称

- 一 総括図
- 二 計画図
- 三 計画書

青森県告示第百五十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一條第一項の規定により、野辺地都市計画道路に関する都市計画を変更するので、同条第二項において準用する同法第二十條第一項の規定により告示する。

なお、その関係図書は、青森県県土整備部都市計画課及び野辺地町建設環境課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十三年二月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

縦覧に供する図書の名称

- 一 総括図
- 二 計画図
- 三 計画書

青森県告示第百五十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一條第一項の規定により、六ヶ所都市計画道路に関する都市計画を変更するので、同条第二項において準用する同法第二十條第一項の規定により告示する。

なお、その関係図書は、青森県県土整備部都市計画課及び六ヶ所村企画調整課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十三年二月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

縦覧に供する図書の名称

- 一 総括図
- 二 計画図
- 三 計画書

青森県告示第百六十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一條第一項の規定により、木造都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画を変更するので、同条第二項において準用する同法第二十條第一項の規定により告示する。

なお、その関係図書は、青森県県土整備部都市計画課及びつがる市建設部建築住宅課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十三年二月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

縦覧に供する図書の名称

一 総括図

二 計画図

三 計画書

青森県告示第百六十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、平内都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画を変更するので、同条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示する。

なお、その関係図書は、青森県県土整備部都市計画課及び平内町地域整備課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十三年二月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

縦覧に供する図書の名称

一 総括図

二 計画図

三 計画書

青森県告示第百六十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、蟹田都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画を変更するので、同条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示する。

なお、その関係図書は、青森県県土整備部都市計画課及び外ヶ浜町建設課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十三年二月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

縦覧に供する図書の名称

一 総括図

二 計画図

三 計画書

青森県告示第百六十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、鱒ヶ沢都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画を変更するので、同条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示する。

なお、その関係図書は、青森県県土整備部都市計画課及び鱒ヶ沢町建設管財課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十三年二月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

縦覧に供する図書の名称

一 総括図

二 計画図

三 計画書

青森県告示第百六十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、板柳都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画を変更するので、同条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示する。

なお、その関係図書は、青森県県土整備部都市計画課及び板柳町建設課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十三年二月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

縦覧に供する図書の名称

一 総括図

二 計画図
三 計画書

青森県告示第百六十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、野辺地都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画を変更するので、同条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示する。

なお、その関係図書は、青森県土木整備部都市計画課及び野辺地町建設環境課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十三年二月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

縦覧に供する図書の名称

- 一 総括図
二 計画図
三 計画書

青森県告示第百六十六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。）第七條の三第一項第二号及び第六項の規定により、建築物に関する中間検査に係る特定工程及び特定工程後の工程を次のとおり指定する。

平成二十三年二月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 中間検査を行う区域 青森県の区域（青森市、弘前市及び八戸市の区域を除く。）
二 中間検査を行う期間 平成二十三年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで
三 中間検査を行う建築物の構造、用途及び規模 木造、組積造、補強コンクリートブロック造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物（法第十八条第二項の規定による通知に係る建築物及び法第八十五条の規定の適用を受ける建築物を除く。）のうち、次の表の上欄に掲げる用途に供する建築物で当該下欄に掲げる規模のものとする。

Table with 4 columns: 用途 (Use), 規模 (Scale), 指定する特定工程及び特定工程後の工程 (Specified Special Processes and Processes After Special Processes), and 区分に応じ、同表の中欄及び下欄に掲げる工程とする (Specify the process to be applied according to the classification in the middle and bottom columns of this table).

2 組積造及び補強コン クリートブロック造	二階の床版（二階がない 場合は、屋根版）の配筋 工事	二階の床版（二階がない 場合は、屋根版）のコン クリート打設工事
3 鉄骨造	二階の床版の取付工事 （二階がない場合は、建 方工事）	耐火被覆工事及び仕上げ 工事（特定工程に係る部 分の中間検査が困難とな る場合は、下地工事）
4 鉄筋コンクリート造 及び鉄骨鉄筋コンクリ ート造	二階の床版（二階がない 場合は、屋根版）の配筋 工事又は取付工事	二階の床版（二階がない 場合は、屋根版）のコン クリート打設工事

附則

この告示は、平成二十三年四月一日から施行し、同日以後に法第六条第一項の規定による確認の申請がされた建築物及び法第六条の二第一項の規定による確認を受けるための書類の提出がされた建築物について適用する。

公 告

都市計画区域の変更

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五条第六項において準用する同条第一項の規定により、木造都市計画区域を次のとおり変更するので、同条第六項において準用する同条第五項の規定により公告する。

平成二十三年二月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 都市計画区域の名称
つがる都市計画区域
- 二 都市計画区域の変更に係る土地の区域
なし

雑 報

青森空港拡張整備事業に係る環境状況把握措置報告書の縦覧について
青森県環境影響評価条例（平成十一年十二月青森県条例第五十六号）第四十三条第一項の規定により、青森空港拡張整備事業に係る環境状況把握措置報告書（以下「報告書」という。）を作成したので同条第二項の規定に基づき次のとおり公告し縦覧に供する。

平成二十三年二月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

1 名称 青森県

2 代表者の氏名 青森県知事 三村 申吾

3 主たる事務所の所在地 青森市長島一丁目の一

二 対象事業の名称、種類及び規模

1 名称 青森空港拡張整備事業

2 種類 滑走路の延長を伴う飛行場及びその施設の変更

3 規模 延長前の滑走路の長さ 二千五百メートル
延長後の滑走路の長さ 三千メートル

三 対象事業が実施されるべき区域

青森市浪岡大字王余魚沢、大字北中野、大字相沢及び大字五本松

四 関係地域の範囲

青森市

五 報告書の縦覧の場所、期間及び時間

1 縦覧の場所

青森県国土整備部港湾空港課、青森市都市整備部新幹線・港湾空港課及び青森市浪岡事務所総務課

2 縦覧の期間

平成二十三年二月二十八日（月）から同年三月三十日（水）まで（ただし、日曜日、土曜日及び祝日を除く。）

3 縦覧の時間

午前九時から午後五時まで

（発行者・発行人） 青森市長島一丁目一番一号 青森県	（印刷所・販売人） 青森市第一問屋町一丁目番七七号 東奥印刷株式会社	毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十五円一銭
----------------------------------	--	------------------------------